大府市立小学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月24日

大府市教育委員会教育長　松　山　　靖

大府市教育委員会規則第７号

大府市立小学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

大府市立小学校通学区域に関する規則（昭和46年大府市教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

別表（第２条関係）

学校名	通学区域	
略		
略		
北山小学校	北山町	一丁目、二丁目の全域及び三丁目、四丁目の一部
東山小学校	略	略
	略	略
	北山町	三丁目、四丁目の一部

改正前

別表（第２条関係）

学校名	通学区域	
略		
略		
北山小学校	北山町	一丁目、二丁目、三丁目の全域及び四丁目の一部
東山小学校	略	略
	略	略
	北山町	四丁目の一部

改正後	改正前
略	略

附　則

この規則は、令和８年12月１日から施行する。